

「徳島県医師確保計画」（最終案）について

1 計画の概要

- 医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、策定する計画
- 国が示した医師偏在指標に基づき、医師少数区域・医師多数区域が設定されたことを踏まえて、県における医師確保施策と、県内の各医療圏における医師確保施策について定める。
- 産科・小児科については、政策医療の観点からも必要性が高いことから、個別に医師偏在指標に基づき、相対的医師少数区域が設定されており、これを踏まえて産科・小児科医師の確保の方針や施策を定める。

2 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間

3 主な記載事項

- (1) 医師偏在指標に基づく医師少数区域・医師多数区域の確認と
医師少数スポットの設定

	医師偏在指標	区域区分	医師少数スポット
徳島県	272.2	医師多数県（8位）	—
東部	318.5	医師多数区域	—
南部	206.5	医師多数区域	勝浦町，上勝町，那賀町，美波町，牟岐町，海陽町，阿南市伊島町
西部	141.8	医師少数区域	—

- ・ 医師偏在指標は、一定の算定式により、医師の多寡を相対的に把握するためのものであり、指標自体が医師の充足状況を表すものではない。
- ・ 全国平均値：239.8（多数県：244.8以上，少数県：215.3以下）
（多数区域：198.9以上，少数区域：161.6以下）

- (2) 医師確保のための施策
(3) 地域枠・地元出身枠の設定
(4) 産科・小児科における医師確保計画

	産科医師偏在指標	小児科医師偏在指標
徳島県	15.8	126.5
東部	17.6	128.7
南部	10.1	128.5
西部	13.3	99.1

※本県には
相対的医師少数区域はない

- ・ 産科：全国平均値 12.8（少数県：11.3以下，少数区域：9.2以下）
- ・ 小児科：全国平均値 106.2（少数県：98.3以下，少数区域：85.2以下）

4 2月議会報告（案）からの主な変更点

医師偏在指標の確定版が通知されたことから、グラフを修正